

仕 様 書

1 (業務名)

令和8年度鶴岡市学校給食センター 熱風消毒庫保守点検業務委託

2 (業務地名)

鶴岡市白山字西野148-1 鶴岡市学校給食センター

3 (目的)

本仕様書は鶴岡市学校給食センター熱風消毒庫保守点検業務を委託するにあたり、業務が適切に行われることを目的として必要な事項を定める。

4 (履行)

受注者は、善良な管理者の注意をもって業務に当たり、本仕様書、業務委託契約約款及び業務に関連する法令等を遵守し、業務を適正に履行しなければならない。

5 (作業内容)

受注者は、熱風消毒庫の機能保全のため年2回学校給食作業を行わない時期（別途、日程等協議を予定）に係員を派遣し、点検及び調整作業を行う。

(1) 熱風消毒庫の点検調整は、次の事項について実施するものとする。

- ・熱風送風機の駆動部の点検調整、清掃、グリスアップ
- ・熱交換機の点検調整、Vベルト、ベアリングの清掃、グリスアップ
- ・熱風消毒庫運転電気装置の点検調整
- ・熱風送風ダクトの清掃
- ・各ダンパーの点検・調整・給油
- ・その他保守管理に必要とする事項

(2) 空気フィルターの点検調整は、次の項目について実施するものとする。

- ・デアマットG（100枚）は、東西両棟分を年2回交換するものとする。
 - 1回目50枚（東棟25枚、西棟25枚）
 - 2回目50枚（東棟25枚、西棟25枚） 計100枚
- ・ミラティープ（25枚）は、本年度東棟分を全面交換するものとする。

(3) 受注者は、委託業務の点検、調整の結果あるいは処置の内容について、その都度発注者に報告し、保守点検終了後に保守点検報告書を発注者に提出するものとする。

6 (費用負担)

本設備の点検、整備に要する費用は、受注者の負担とする。ただし、次の各号に属す費用は発注者の負担とし、受注者からの請求に基づき、その都度受注者に支払うものとする。

- (1) 本設備の破損若しくは老朽化による機械の更新又は部品交換の必要を生じた場合で発注者の承認を得たもの。
- (2) 発注者の依頼により、本契約設備以外の機器に対し点検、調整及び修理等を実施した場合。

7 (支 払)

委託料は、業務履行後の保守点検報告書提出後に支払う。

8 (委託期間)

令和8年6月1日から令和9年3月31日まで。

9 (その他)

受注者は、発注者から本設備の故障等の通知を受けたときは、速やかに係員を派遣し、適切な処置をとらなければならない。